

令和4年3月30日

北海道大学教職員組合  
執行委員長 山田幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事  
村田善則

## 回 答 書

令和4年3月1日付け質問書にて照会のあった件について、3月9日付け回答書にて今後の対応をあらためてご連絡する旨回答していましたが、調査内容及び今後の対応方針を下記のとおり回答します。

### 記

1. 研修医以外の契約職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給について  
調査したところ、医員（契約職員）に対しても支給していなかったこと、また、住居手当についても支給していなかったことが判明しました。

2. 不支給分の対応方針について

#### 期末手当・勤勉手当

遡及期間：過去2年度分を遡って支給（令和2年6月・12月，令和3年6月・12月の4回分）

対象者：約200名（退職者含む。）

支給時期：対象者に対し令和4年9月の給与支給日までに支給予定

#### 住居手当

遡及期間：令和2年2月支給分まで遡って支給

対象者：約280名（退職者を含む支給要件を満たす可能性がある者）

支給時期：支給要件の確認が出来次第，順次支給（令和4年7月末までに要件確認が終了した対象者については令和4年9月の給与支給日に支給予定）

※対象者には令和4年4月中に通知予定